

法改正でクーリング・オフができる商品やサービスが増えました

◆ 相談事例

【事例1】

自宅にガス会社の人に来て、「プロパンガスを切り替えませんか。今契約している業者より月に3,000円くらい安くなりますよ。」と勧誘された。安くなるならと思い契約したが、落ち着いて考えたらずっと安いとは限らないし、やっぱり解約したい。

【事例2】

自宅に電話があり、「北海道のカニを10,000円で買いませんか。」と勧誘されて注文した後、どのような品質のものが届くか不安になった。解約したい。



お答えします

訪問販売や電話勧誘販売で契約をした場合、一定の条件を満たせばクーリング・オフで無条件に契約の解除ができますが、これまでの特定商取引法では、クーリング・オフができる商品と役務（サービス）は、政令で指定されたものに限定されていました。

今回の改正（平成21年12月1日施行）で、原則としてすべての商品・サービスでクーリング・オフができるようになりました。ただし、クーリング・オフの適用が除外されているものもありますのでご注意ください。

＜クーリング・オフの適用除外＞

- ・金融商品取引法、宅地建物取引業法など、ほかの法令で消費者保護が適切に図られているもの
- ・自動車の販売、リースなど、契約するまでに相当の交渉期間を要するのが一般的なもの
- ・電気、都市ガス、葬儀など、速やかに提供されないと消費者側の不利益になるおそれがあるもの
- ・現金取引で3,000円未満のもの
- ・化粧品や健康食品などの、いわゆる消耗品で使用又は一部消費した場合

【アドバイス】

事例のプロパンガスや食品は、今回の法改正でクーリング・オフができるようになりました。契約を解除したい場合は、契約書（クーリング・オフについて書かれた書類）を受け取ってから8日以内に、「出した日付がわかる」ように簡易書留や特定記録で「書面」を業者に郵送してください。送る書面はコピーして、証拠として保管しておきましょう。

契約書類を渡さない悪質な業者もいますので、契約する際には相手の氏名・住所などの連絡先を必ず確認しましょう。

クーリング・オフのしかたなどわからないことがあれば、お近くの消費生活相談窓口にお問い合わせください。

困ったときの相談窓口は…

◆上里町役場『消費生活相談窓口』産業振興課農政商工係内【☎35-1232内2533】
（毎週金曜日、午前9時30分～正午・午後1時～3時30分）

◆本庄市役所『消費生活相談窓口』商工課【☎25-1175】※こちらでも相談を受けられます。
（毎週月・木曜日、午前9時30分～正午・午後1時～3時30分）

◆消費生活支援センター熊谷【☎048-524-0999・FAX048-525-6316】
《土・日の相談窓口》

◆社団法人全国消費生活相談員協会【☎03-3448-1409】（毎週土・日曜日、午前10時～午後4時）

上里町国民健康保険に加入されている方へ

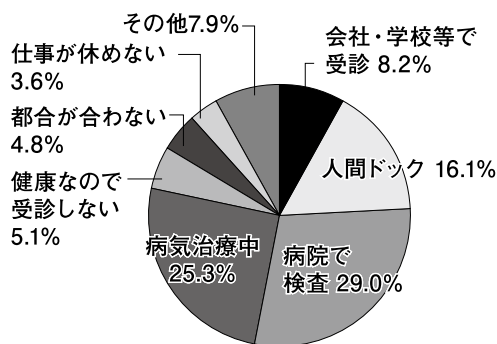
～健康診断結果の
提供のお願い～

上里町国民健康保険では、40歳以上の加入者を対象に特定健康診査を実施しています。今年度は、特定健康診査の受診率の向上とより加入者の健康管理に役立つ健診とするため、「特定健康診査に関するアンケート」を実施させていただきました。

その結果、「特定健康診査を受けない」と回答した方の78.6%が、上里町で実施している特定健康診査以外で健診等を受けていることがわかりました。

会社や人間ドックなど特定健康診査の検査項目を含む健診等を受けた場合は、特定健康診査を受診する

受診しない理由 図1



必要はありませんが、その健診等の結果を受診率に反映し、かつ継続した健康管理のために、健診結果の提供をお願いしています。

上里町国民健康保険に加入している40歳以上の方で、平成21年4月以降に受けた健診結果を提供していただける方は、健康保険課医療年金係までご連絡ください。提供していただいた健診結果は、特定健康診査の目的以外では使用しません。

また、平成21年度の特定健康診査やアンケートの結果等は広報3月号でお知らせする予定です。

問合せ…健康保険課医療年金係【☎35-1222内1221～1225】

国民年金コーナー

No.307

人生の節目には国民年金の届出を！

20歳から60歳になるまでの40年間は全員が国民年金に加入します。職業などにより加入種別は3つ〔第1号被保険者(自営業者など)・第2号被保険者(会社員や公務員)・第3号被保険者(会社員等の被扶養配偶者)]に分かれます。結婚や就職、転職などにより加入種別が変わるときは届出が必要です。届出の際は、必ず年金手帳を持参してください。

国民年金に入る場合

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき	国民年金に加入の手続きをする	第1号被保険者→町 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする (被扶養配偶者であった方も同様)	町
結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者への種別変更の届出をする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出をする	町
配偶者の会社が変わったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先

国民年金保険料を納める場合

こんなとき	どうする	届出先
口座振替を開始(変更)・辞退	口座振替納付(変更)申出書等を提出する	銀行・郵便局・農協・信用金庫・信用組合・労働金庫・年金事務所
クレジットカード納付を開始(変更)・辞退	クレジットカード納付(変更)申出書等を提出する	年金事務所
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申出る	年金事務所
保険料を納めるのが困難なとき	免除や若年者納付猶予の申請をする	町
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の申請をする	町

※届出の内容により、届出先が異なりますので手続きの際には必ず確認してください

問合せ…熊谷年金事務所(国民年金電話相談センター)【☎048-525-1844】

健康保険課医療年金係【☎35-1222内1221～1225】

・ 新型インフルエンザ情報 ・ ～新型インフルエンザ予防接種情報～

1月19日より健康成人の方(優先接種対象者に該当しない方)への接種が開始されました。これにより、希望するすべての方に接種できます。予防接種と併せて感染予防の基本である「手洗い・うがい」を励行しましょう。

接種時期	順位	接種対象者	回数	確認事項
接種開始しています	①	妊婦	1回	母子健康手帳
	②	基礎疾患を有する方	1回	「優先接種対象者証明書」(かかりつけ医が作成)
	③	1歳～小学校3年生まで	2回	母子健康手帳、健康保険被保険者証
	④	1歳未満の小児の保護者	1回	母子健康手帳、健康保険被保険者証
		優先接種対象者のうち、身体的理由により接種できない子どもの保護者		「優先接種対象者証明書」(かかりつけ医が作成) 健康保険被保険者証(同一世帯であることを確認)
	⑤	小学校4年生～6年生	2回	健康保険被保険者証、学生証、運転免許証等 (年齢を確認できる書類)
		中学生、高校生に該当する年齢の方 65歳以上の方	1回	
	その他	19歳～64歳までの健康成人 (優先接種対象者①～⑤以外の方)	1回	特になし

※現在、国内に流通している新型インフルエンザワクチンは、国産ワクチンです。輸入ワクチンは2月以降、医療機関に供給される予定です。接種を受ける方は、国産ワクチン又は輸入ワクチンの種類を選択することができます。

ワクチン接種の費用助成について

■生活保護世帯と非課税世帯の方(同一世帯の方全員の町民税が非課税である世帯)

接種対象者「順位①～⑤」の方に接種費用を全額助成します。「その他」の方については、詳細が決まり次第広報等でお知らせしますので、新型インフルエンザ予防接種済み証、領収書は大切に保管してください。

埼玉県内の医療機関で接種される場合、生活保護世帯の方は生活保護受給証、非課税世帯の方は無料接種資格証明書を医療機関に提示してください。無料接種資格証明書は、保健センターで発行します。印鑑と本人確認できるもの(運転免許証又は健康保険被保険者証)を持参してください。同居の方以外が申請に来られる場合は委任状が必要になります。

埼玉県外の医療機関で接種される方は、医療機関の窓口で接種費用を一度お支払いいただき、後日、保健センターにかかった費用を請求していただきます。新型インフルエンザ予防接種済み証、領収書、印鑑、本人名義の金融機関(郵便局以外)の銀行口座(子どもの場合は保護者名義の口座)、生活保護世帯の方は生活保護受給証を持参してください。

■接種対象者「順位①～④」の方

1回目の接種費用3,600円を助成します。

本庄市児玉郡内以外の医療機関で接種し、まだ接種費用を町に請求していない方は、新型インフルエンザ予防接種済み証、領収書、印鑑、本人名義の金融機関(郵便局以外)の銀行口座(子どもの場合は保護者名義の口座)を持参し、手続きを行ってください。

～新型インフルエンザに関する相談窓口～

本庄保健所 【☎22-6481】

○平日(午前8時30分～午後5時)

埼玉県新型インフルエンザ相談センター

【☎0570-06-9777】(IP電話及びPHSからは☎048-822-5979)

○平日(午後5時～翌日午前8時30分)、土・日曜、祝日



保健センター予定表 ☎33-2550

2月	8日(月)	赤ちゃん相談
	19日(金)	母親学級
	20日(土)	母親学級
	22日(月)	3歳6か月児健診(平成18年7月生)
	23日(火)	2歳児歯科健診(平成20年1月生)
	24日(水)	1歳6か月児健診(平成20年7月生)
	25日(木)	7・8か月児健診(平成21年6月生)
	26日(金)	3・4か月児健診(平成21年10月生)
3月	2日(火)	母親学級
	8日(月)	赤ちゃん相談

※赤ちゃん相談の「個別相談」は予約制です。

休日の医療機関はこちらへ

①休日急患診療所

[本庄市保健センター内 ☎24-2003]

診療科目…内科系疾患

診療時間…午前9時～正午

午後1時～4時

午後7時～10時

※健康保険証を持参してください。

②在宅当番医療機関

◆診療は午前中のみとなります。また当番医は変更になる場合がありますので、確認してからお出かけください。

2月 7日(日)	逸見耳鼻咽喉科医院	☎22-4852
2月11日(木)	寺坂医院	☎22-3343
2月14日(日)	松本産婦人科医院	☎24-3377
2月21日(日)	森田整形外科クリニック	☎23-1610
2月28日(日)	飯塚耳鼻咽喉科医院	☎34-2313
3月 7日(日)	飯塚内科産婦人科	☎24-6311

肝臓機能障害が

身体障害者手帳の

交付対象になります！

平成22年4月から重症の肝臓機能障害があり、一定の認定基準を満たす場合、身体障害者手帳の交付対象となります。

2月1日から申請を受付けますので、手続きなど詳細については、福祉こども課までお問い合わせください。

問合せ…福祉こども課社会福祉係
【☎35-1236(直通)】



もうすぐ、お母さん・お父さんになれる方 母親学級に参加してみませんか？

保健センターでは、妊婦さんやそのご家族の方を対象に母親学級を実施しています。お話や実習を通して、妊娠中の生活やお産のこと、赤ちゃんの育て方などを学んでいきます。同じ体験をしているお友達との出会いもあります。参加希望の方は事前にお電話でお申込みください。

日時…2月19日(金)・20日(土)・3月2日(火)

会場…保健センター

準備…母子健康手帳、筆記用具、飲み物、
ひざかけなど各自必要な物

費用…無料

問合せ…保健センター【☎33-2550】



「家族のつどい」を開催します

日時…①2月16日(火)、午後1時30分～3時

②3月2日(火)、午前10時～11時30分

③3月16日(火)、午前10時～11時30分

会場…本庄市役所・職員厚生室

内容…①統合失調症と薬について、②家族の関わり方について、
③社会資源について(各施設の紹介)

講師…①妹尾英男氏(上武病院長)、②障害者生活支援センターみ
さと職員、③精神障害者が利用している施設職員

対象…児玉郡市内在住の統合失調症のことで困りごとや悩みご
とを持つ家族

申込…2月15日(月)まで

問合せ…福祉こども課社会福祉係【☎35-1236(直通)】

「うつ病講演会」を開催します

日時…①2月20日(土)、午後1時30分～3時30分

②3月19日(金)、午後1時30分～3時30分

会場…①福祉町民センター2階研修室、②役場4階大会議室

内容…①うつ病の病気と障害の特徴について、②うつ病患者に対
する家族の対応と家族自身の心の健康を保つために

講師…①精神科医師

②精神保健福祉士・社会福祉士

対象…町内在住で、①うつ病に興味・関心のある
方、②うつ病のことで困りごと・悩みごと
を持つ家族

定員…30名

申込…2月18日(木)まで

問合せ…福祉こども課社会福祉係【☎35-1236(直通)】